

能代市教育等の振興に 関する施策の大綱

平成30年3月
能代市

はじめに

平成27年度に総合教育会議を開催し、教育委員会委員の皆様と率直な意見交換をしながら、教育等の施策についての方向性をお互いに共有するための大綱をまとめました。「学び合う 感謝と思いやりにあふれる“わ”のまち能代」の基本理念のもと、未来を担う子どもたちに感謝と思いやりの心を育み、子どもたちが安全・安心に、伸び伸びと健やかに成長できるよう、これまで教育委員会とともに各種施策に取り組んでまいりました。

能代市の教育を振り返ってみれば、子どもたちの学力は全国トップクラス。あいさつもきちんとできている。学校の中は清掃が行き届いており、ちり一つ落ちていない。当たり前前を当たり前前にきちんとできる。また、毎年秋の、小学生ふるさと学習交流会や能代っ子中学生ふるさと会議では、地域の大人から学んだことを生き生きと発表する。そんな子どもたちの姿を見るにつけ、能代の子どもたちのよさをもっと伸ばしてあげたい、子どもたちの学びを支える教育環境を一層充実させたいという気持ちを新たにします。

本大綱は、前大綱の基本的な考え方を継承しておりますが、家庭環境の多様化や地域におけるつながりの希薄化など地域社会が大きく変化していることから、最優先にすべき目標を学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもたちを育むまちづくりの推進としました。

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの社会性や自立心を育む基盤です。また、幼児期の教育がその後の学力や体力、生活へ及ぼす影響から、幼児期の教育も大変重要と考えます。今後は、各種団体や関係機関等と一層連携し、学校教育の土台となる家庭や地域の担うべき役割について考えながら、家庭教育や幼児期の教育への支援、地域全体で教育を支えるしくみづくりに努めてまいります。

第二次能代市総合計画もスタートします。その中では、まちづくりの基本理念として、“こころの豊かさ”、“からだの豊かさ”、“ものの豊かさ”を実感できるふるさと能代を目指して、幸せを共に創っていかうとする「幸福共創」を掲げております。大人も子どもも学び合い育ち合い、地域が一体となって幸せを創っていくことができる能代の教育であり、能代市でありたいと考えています。

平成30年3月

能代市長 齊藤 滋 宣

第 1 章 大綱の策定について

策定の経緯

能代市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき、教育や文化、スポーツの施策の基本的な方針として、平成 27 年に「能代市教育等の振興に関する施策の大綱」を定め、5 つの基本目標のもと各種施策を実施してきました。

前大綱が平成 29 年度末までとなっていることから、総合教育会議での協議を経て、平成 30 年度から今後 5 年間を対象とした新たな大綱を策定します。

大綱の位置づけ

大綱は、能代市の教育の目標や施策の根本的な方針です。

国の教育振興基本計画を参酌し、県の教育振興基本計画及び市の総合計画等との整合性を図ります。

大綱の進行管理

今後の進行管理は、能代市教育委員会事務点検・評価報告により行います。

大綱の期間

平成 30 年度から 5 年間

第2章 大綱の理念と目標

基本理念

「学び合う 感謝と思いやりにあふれる“わ”のまち能代」

能代市は「感謝と思いやりにあふれる“わ”のまち能代」を目指し、各種施策を展開しています。

この感謝と思いやりは、人と人との関わりや自分を取り巻く環境から学び、育まれるものと考えます。

少子高齢化や地域のつながりの希薄化など変化する社会の中で、家族や地域とともに今の自分があることに感謝し、ふるさとの豊かな自然と長い歴史、伝統ある文化を大切にしながら、大人も子どももお互いの立場や考え方を尊重し合い、支え合って暮らすことができるまちを目指して、教育関連諸施策の充実を図ります。

基本目標

基本理念の実現に向け、ふるさとに誇りと愛着をもち、心豊かに夢をもった健やかな人を育むため、5つの基本目標とその施策の方向性を次のように定めます。

1 学校・家庭・地域・行政が一体となった、次代を生きる子どもたちを育むまちづくりの推進

学校・家庭・地域・行政が協働で、地域の特性を生かした体験活動や見守りなど、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに取り組みます。また、子どもと大人がともに学び合う機会をつくります。

【施策の方向性】

① 学校・家庭・地域の連携協力の推進

学校、家庭、地域における活動を推進し、地域全体で子どもたちの健全な成長を支える取り組みを推進します。

② 保護者への学習機会の提供等による家庭教育の支援

子どもや家庭を取り巻く状況が大きく変化していることから、保護者からの相談への対応やさまざまな手法による学習機会の提供など、家庭教育を支援します。

③ **地域活動に必要な学習機会の提供**

体験活動や見守りなど地域活動に必要なことを学習し、その学習の成果を子どもの成長を支える過程の中で生かす機会を提供します。

④ **読書活動の推進**

気軽に読書に親しむことができる環境を整えるとともに、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。

⑤ **食育の推進**

学校給食や食について理解を深める体験活動事業を通して、子どもの健やかな成長を支援します。

2 **豊かな人間性を育む学校教育の推進**

積極的に学校と地域が交流・連携し、感謝と思いやりにあふれた豊かな心と健やかな体、そして「自ら学び、考え、行動する力」をもった児童生徒の育成に取り組みます。

【施策の方向性】

① **主体的で創意ある教育活動の推進**

児童生徒の感性を磨き、創造力を豊かにするため、ふるさと教育の推進や宇宙・科学技術の学びの充実を図るなど、各学校の主体的で創意ある教育活動を推進します。

② **心豊かでたくましい子どもを育てる指導**

いじめや不登校等の問題について、未然防止や早期発見等適切な対応に努めます。また、生き方を探求し自立を促す指導、健やかな心と体の育成、命の教育や防災教育等を推進します。

③ **基礎学力の向上を図る学習指導**

児童生徒の基礎学力の確実な定着と向上を図るとともに、主体的・対話的な深い学びの実現を目指します。

④ **幅広い識見と実践的指導力を培う教職員の研修**

研修機会の提供と充実により、教職員の識見を広げ、実践的指導力を向上させます。

⑤ **安全・安心な学校教育環境の整備**

学校施設の適切な維持管理や必要な支援員等の配置、奨学金の貸付等により、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を整えます。

3 より心豊かで生き生きとした暮らしにつながる学びの場づくりの推進

市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、学んだことを地域活動に生かすとともに、支え合う中でつながりを深めていきます。

【施策の方向性】

- ① **学習の成果を地域に生かす取り組みの推進**
学びの成果をボランティアなどの地域活動に生かすことができるよう、生涯学習諸施策の充実を図ります。
- ② **市民ニーズや地域課題に対応した多様な学習機会の提供と充実**
現代的課題やニーズに応じた講座等を開催するとともに、参加しやすい環境を整えます。
- ③ **学習を通じた生きがいづくり、仲間づくりの支援**
自主的な学習活動を支援し、学習成果の発表の場及び交流の場の確保、提供に努めます。
- ④ **社会教育施設等の適切な運営による、より良い学習環境の充実**
学習者が情報を共有でき、利用しやすい環境を整えます。

4 ふるさとの伝統文化の継承と文化芸術の振興

ふるさとの誇りを守り伝えるため、郷土の伝統芸能や文化財を市民共有の財産として、その保存、継承に取り組みます。また、市民の文化芸術活動への支援や、優れた芸術作品の鑑賞機会の提供等を通して、文化芸術の振興を図るとともに、豊かな心や感性、創造性を育みます。

【施策の方向性】

- ① **伝統芸能の継承**
学校や地域と連携した伝統芸能の継承活動を推進します。
- ② **文化財保護事業の推進**
歴史資料の保存、活用に努めるとともに、国指定史跡檜山安東氏城館跡環境整備計画に基づいた取り組みを推進します。
- ③ **文化芸術の振興**
文化芸術団体等への支援に努め、芸術鑑賞の機会や活動の場を提供します。

5 スポーツで輝く夢のあるまちづくりの推進

市民や関係団体等と連携・協働しながら、だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を営む元気なまちを目指します。また、スポーツを活用して交流人口の拡大を図るとともに、地域に活力をつくり出します。

【施策の方向性】

① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

心身ともに健康な大人となる基礎をつくるため、学校体育と地域のスポーツ活動を支援し、体力の向上に努めるとともに、競技力向上を図ります。

② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

体力や年齢等に応じて、日常的にスポーツを楽しみながら、体力づくり、健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。

③ スポーツを活用した地域の活性化

バスケの街づくりの推進や特色あるスポーツ事業、全国レベルの大会誘致や支援による交流人口の拡大に努めます。

④ 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備

総合型クラブの設立支援と地域スポーツ指導者等の人材育成に努めるとともに、安全で利便性の高い施設の充実に努めます。